

平成25年行政事業レビューシート

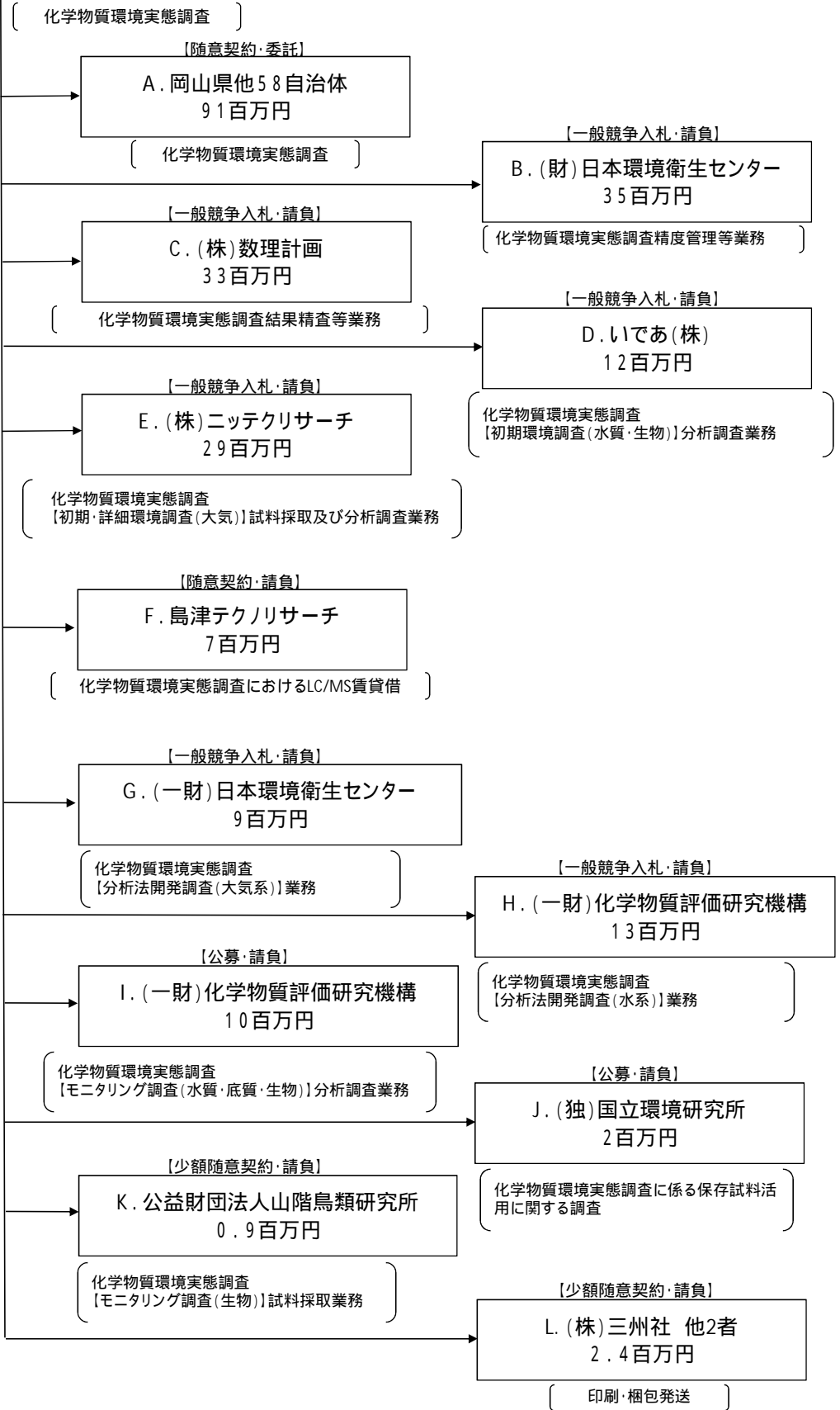
(環境省)

<b>事業名</b>	化学物質環境実態調査費		<b>担当部局庁</b>	環境保健部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和49年度～		<b>担当課室</b>	環境安全課		上田 康治		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	6 化学物質対策の推進 6-1 環境リスクの評価 9 環境政策の基盤整備 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案に対する付帯決議		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本各地において一般環境中の化学物質の残留状況を把握し、化学物質対策関係法令の対象とすべき物質の基準設定等の根拠となる環境リスク評価に反映することにより、適切な化学物質管理に資する。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	全国各地の様々な環境媒体(水質、底質、生物、大気)を対象に、様々な化学物質の環境中での残留の有無を確認するための調査(初期環境調査)で環境残留が確認された化学物質について、環境中の残留状況をより精密に把握するための調査(詳細環境調査)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)における特定化学物質等の残留状況を経年的に把握するための調査(モニタリング調査)を実施する。また、本調査に資するための分析法開発や試料保存等も実施する。							
<b>実施方法</b>	直接実施	委託・請負	補助	負担	交付	貸付	その他	
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	424	398	272	312		
		繰越し等	15	20	11	0		
		計	0	0	0	0		
	執行額	409	378	261	312			
	執行率(%)	308	367	244				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)	
	省内化学物質施策関連部署からの要望に応じて調査を実施しているため、調査対象物質数などの成果指標を予め設定することはできない。		成果実績	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	省内化学物質施策関連部署より要望のあった物質について、一般環境中(水質、底質、生物及び大気)の残留状況の測定を行っている物質数。		活動実績(当初見込み)	物質	36 (36)	44 (26)	31 (24)	- (28)
			算出根拠	当該事業費のうち、環境試料の分析調査業務を対象に、請負金額の合計値と分析した検体数の合計値を用い、1検体の単位あたりコストを算出した。 なお、検体数とは、物質別かつ地点別で分析結果を算出した検体の数を集計したものである。				
<b>単位当たりコスト</b>	54,000(円/1検体)							
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	公害調査費	196						
	公害調査等地方公共団体委託費	116						
	計	312						

**事業所管部局による点検**

項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		試料採取、分析測定等のは、地方自治体、民間に委託、請負を行い、国において全体の企画・とりまとめ、計画等を行っている。また、調査結果は、国民生活に関わりのある各種の化学物質関連施策に活用されている。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		民間請負については、競争入札により競争性を確保しており、また、全ての関連事業は、本調査の目的に沿ったものとなっている。 また、民間請負と比較して低コストな地方自治体を最大限活用し、調査環境資料の採取、分析や分析法開発の委託を行っている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。					
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		化学物質関連部署が各種施策を講じる上で環境残留実態の把握が必要な物質について、各施策のニーズに合った感度の分析法の開発や、全国規模での調査を実施し、効率的かつ効果的にデータを収集・提供するとともに、多くの方に本調査結果を活用してもらえるよう環境省HPで公開している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	法律に基づき国及び自治体で実施しているモニタリングは、基準等を設定し規制の対象となっている化学物質であり、本事業ではそれら各法律の規制等の対象とすべきか否かを判断することが必要な化学物質を対象としており、対象物質の重複はない。			
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名		
点検結果	本事業が、より施策に資するための基礎データを省内化学物質関連課室に提供するため、調査体系の見直しを行い、平成21年度にその方針を取りまとめた。この方針に基づき平成22年度に対象物質の選定方法や採取試料量等運用の見直しを行ったところであり、それに基づいて平成24年度も調査を実施した。平成25年度も引き続きこの方針に従い調査を実施する必要がある。					
<b>外部有識者の所見</b>						
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>						
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>						
<b>備考</b>						
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>						
	平成22年	288	平成23年	226	平成24年	235

環境省  
244.3百万円



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・用途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.岡山県			E.(株)ニッテクリサーチ		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
消耗品費	分析用消耗品、検体購入	6.99	雑役務費	分析、精度管理	19
旅費		0.01	人件費		6
			消費税	試薬、器具等	1.5
			消耗品	分析用消耗品	1
			その他	一般管理費、採取機器損料、機材発送、報告書	1.5
計		7	計		29
B.(財)日本環境衛生センター			F.(株)島津テクノリサーチ		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	本業務は請負契約であり成果物の対価として支払いを行うものであるため、精算報告書等の提出を要さないが、国費の支出の透明性を図るため任意で提出依頼を行ったところ、回答を得ることができなかった。		借料及び損料	機器賃貸借料	7
計		35	計		7
C.(株)数理計画			G.(一財)日本環境衛生センター		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	調査業務	25		本業務は請負契約であり成果物の対価として支払いを行うものであるため、精算報告書等の提出を要さないが、国費の支出の透明性を図るため任意で提出依頼を行ったところ、回答を得ることができなかった。	
一般管理費		4			
その他	検討会の開催に係る経費(旅費、謝金)、報告書印刷	4			
計		33	計		9
D.いであ(株)			H.(一財)化学物質評価研究機構		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	調査業務実施	6	人件費		7.5
消耗品費	試薬、器具等	2.5	一般管理費		3.5
一般管理費		1.5	消耗品費	試薬、器具等	1
その他	借料、通信費、賃金等	2	その他	消費税、印刷製本費、検討会旅費	1
計		12	計		13

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

I.(一財)化学物質評価研究機構					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費		5			
一般管理費		2.5			
消耗品費	分析用消耗品	2			
その他	消費税、試料送料、報告書印刷	0.5			
計		10	計		0
J.(独)国立環境研究所					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
消耗品費	研究用消耗品	1.2			
その他	旅費、諸謝金、データ整理補助等	0.8			
計		2	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	岡山県	化学物質環境実態調査	7	随意契約	-
2	兵庫県	化学物質環境実態調査	6	随意契約	-
3	福岡県	化学物質環境実態調査	6	随意契約	-
4	札幌市	化学物質環境実態調査	6	随意契約	-
5	岩手県	化学物質環境実態調査	5	随意契約	-
6	北九州市	化学物質環境実態調査	4	随意契約	-
7	三重県	化学物質環境実態調査	4	随意契約	-
8	東京都	化学物質環境実態調査	3	随意契約	-
9	大阪市	化学物質環境実態調査	3	随意契約	-
10	名古屋市	化学物質環境実態調査	3	随意契約	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)日本環境衛生センター	化学物質環境実態調査精度管理等業務	35	1	92%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)数理計画	化学物質環境実態調査結果精査等業務	33	1	90%

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	いであ(株)	化学物質環境実態調査[初期環境調査(水質・生物)]分析調査業務	12	2	59%

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ニッテクリサーチ	化学物質環境実態調査[初期・詳細環境調査(大気)]試料採取及び分析調査業務	29	1	99%

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)島津テクニサーチ	化学物質環境実態調査におけるLC/MSの賃貸借	7	随意契約	-

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(一財)日本環境衛生センター	環境実態調査[分析法開発調査(大気系)]調査業務	9	3	64%

H.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(一財)化学物質評価研究機構	化学物質環境実態調査[分析法開発調査(水系)]調査業務	13	2	77%

I.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(一財)化学物質評価研究機構	化学物質環境実態調査[モニタリング調査(水質・底質・生物)]分析調査業務	10	2	69%

J.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)国立環境研究所	化学物質実態調査に係る保存資料活用に関する調査	2	1	-

K.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益財団法人山階鳥類研究所	化学物質環境実態調査[モニタリング調査(生物)]試料採取業務	0.9	随意契約	-

L.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)三州社	冊子印刷(平成24年度版化学物質と環境)	0.8	随意契約	-
2	(株)三州社	冊子印刷(化学物質分析法開発調査報告書)	0.7	随意契約	-
3	(株)三州社	冊子印刷(平成24年度残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画書)	0.7	随意契約	-
4	朝日梱包(株)	梱包発送(平成24年度版 化学物質と環境(267部))	0.1	随意契約	-
5	(有)東南流通	梱包発送(化学物質と環境 平成23年度 化学物質分析法開発調査報告書)	0.1	随意契約	-

# 化学物質環境実態調査（エコ調査）

## 経緯・概要

化学物質審査規制法<sup>1</sup>の成立（国会附帯決議）を契機に、昭和49年度から一般環境中の様々な化学物質の残留状況を把握するため、実施している実態調査。（平成23年度までに1,231物質の残留状況を把握）

多媒体（水質、底質、生物、大気）を対象に実施。

化学物質審査規制法における規制対象物質及び化管法<sup>2</sup>におけるPRTR制度の対象物質の選定、環境リスク評価のために必要な暴露実態の把握等に寄与。

## エコ調査の内容

### 1．初期環境調査

環境残留の有無が明らかでない化学物質の環境残留を確認するための調査。（分析法の開発も併せて実施）

### 2．詳細環境調査

初期環境調査で環境残留が確認された化学物質について、環境中の残留状況を精密に把握するための調査。

### 3．モニタリング調査

難分解性、高蓄積性等の性質を持つPCB、DDT等の化学物質の残留状況を経年的に把握するための調査。

## 調査結果の活用

調査結果は、以下の各種化学物質施策に活用され、規制・管理対象物質の追加等に貢献。

化学物質審査規制法に基づく規制対象物質（第一種特定化学物質など）の指定に資する基礎資料

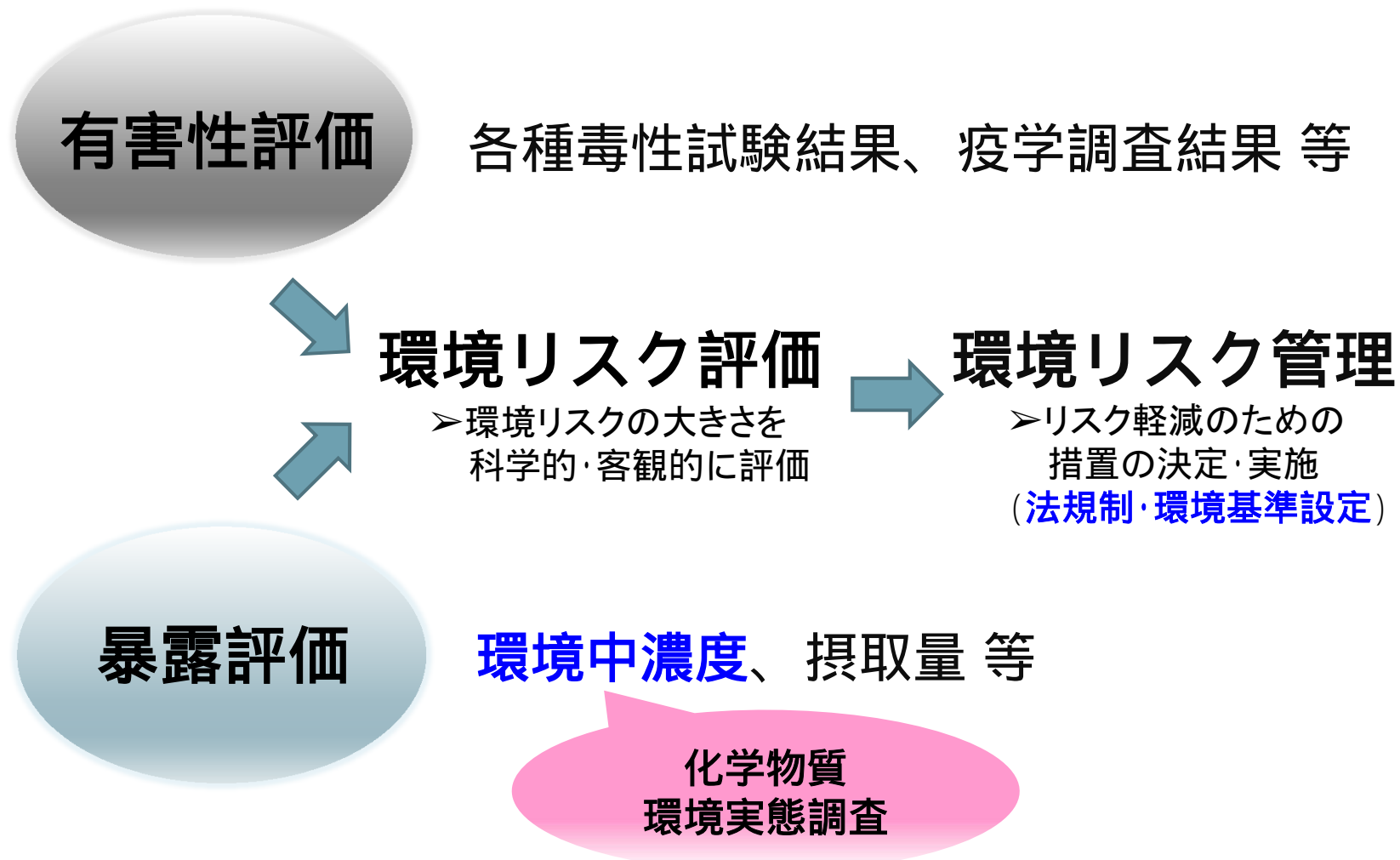
化管法に基づくPRTR制度の対象化学物質（第一種指定化学物質）等の指定に資する基礎資料

環境リスク評価実施に資する基礎資料 等

1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

# 化学物質対策の基本

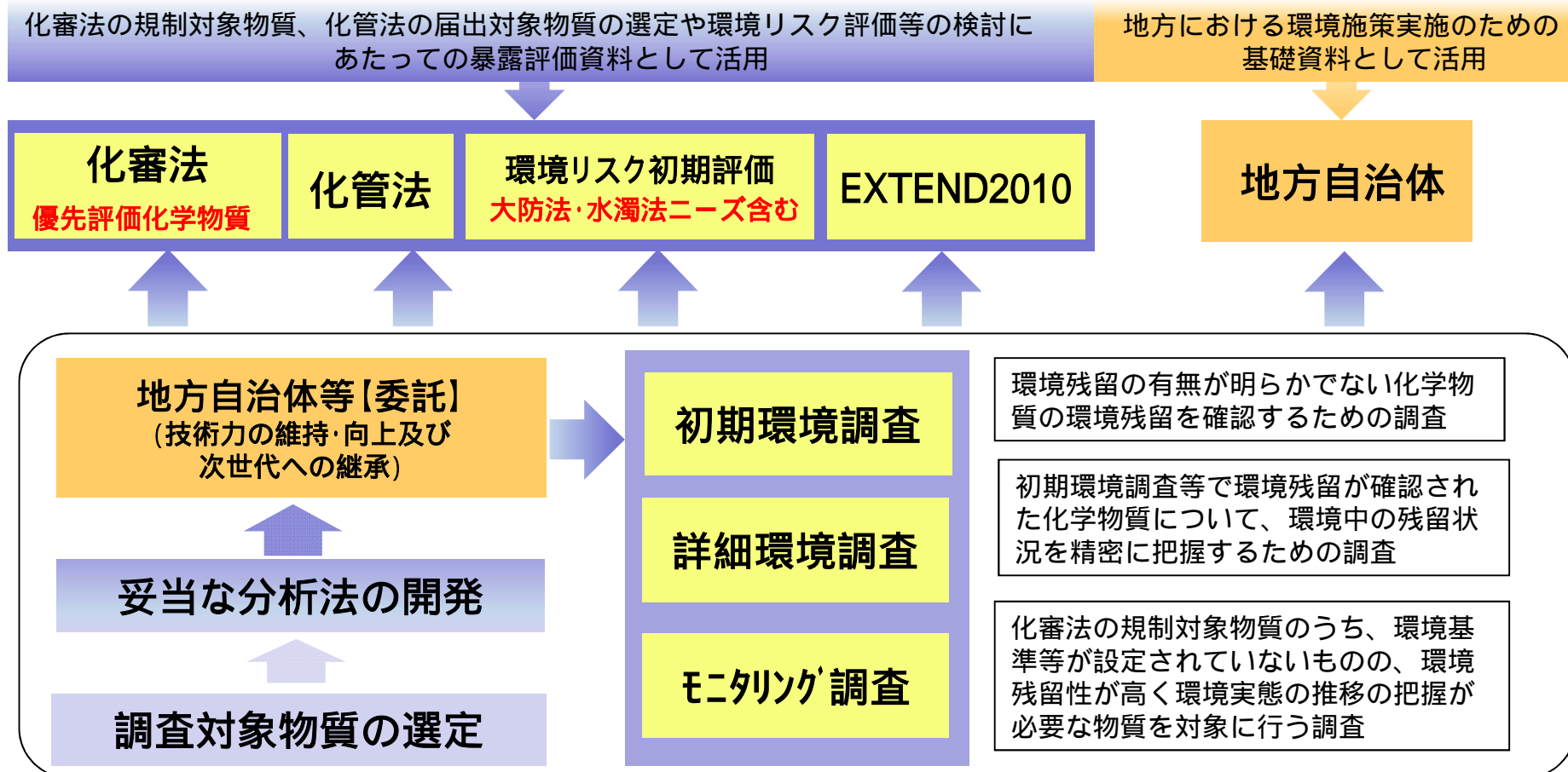


化学物質による人や生態系への影響を未然に防止！

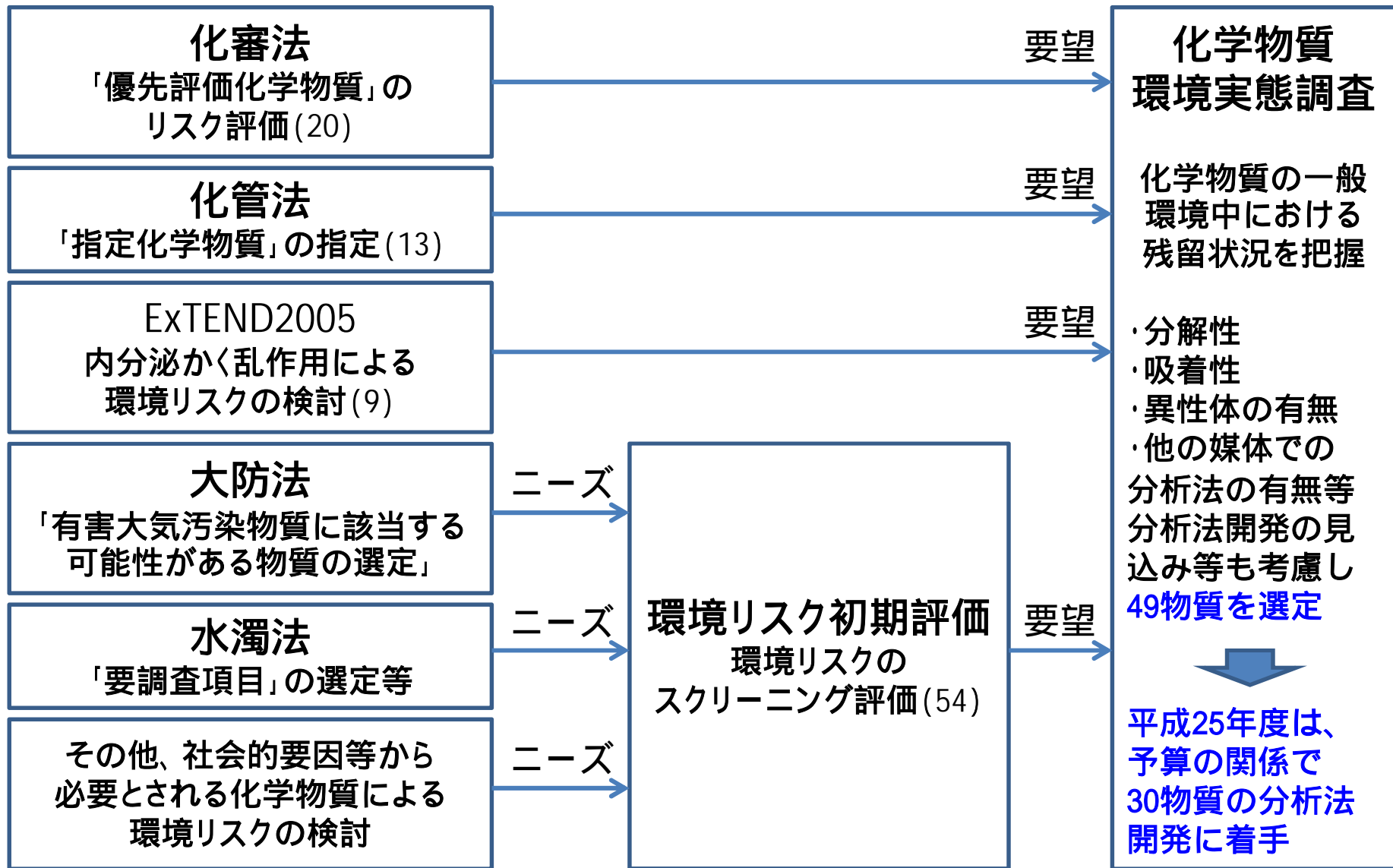


# 化学物質環境実態調査(黒本調査・エコ調査)

- 目的：化学物質対策を効果的かつ円滑に推進するための前提となるデータ整備の根幹を担う、**一般環境中の化学物質残留状況を把握**
- 対象：**多媒体(水質、底質、生物、大気等の一般環境)**
- 調査開始時期：化審法成立を契機として、昭和49年度から継続して調査実施(2011年度までに**1,231物質**を調査)



# 化学物質関連施策等から化学物質環境実態調査への調査要望の流れ



カッコ内の数字は、平成24年度において各部局から調査要望のあった化学物質数



## 平成23年度初期環境調査地点(水質)



## 平成 23 年度初期環境調査地点 (大気)



## 平成23年度詳細環境調査地点（水質・底質）



## 平成 23 年度詳細環境調査地点（生物）



## 平成23年度モニタリング調査地点(水質)



## 平成23年度モニタリング調査地点(底質)





## 平成23年度モニタリング調査地点（生物）



## 平成23年度モニタリング調査地点(大気)

## 報道発表資料

平成24年12月27日

## 「平成23年度化学物質環境実態調査結果(概要)」について(お知らせ)

環境省では、昭和49年度より一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に化学物質環境実態調査(化学物質エコ調査)を実施し、その調査結果を各種化学物質対策に活用していますが、今般、「平成23年度化学物質環境実態調査結果(概要)」がまとまりましたので公表します。調査結果の詳細については、今後「平成24年度版 化学物質と環境」としてとりまとめ、公表する予定です。

## 1. 経緯

昭和49年度に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下「化審法」という。)制定時の附帯決議を踏まえ、一般環境中の既存化学物質の残留状況の把握を目的として「化学物質環境調査」が開始された。昭和54年度からは、「プライオリティリスト」(優先的に調査に取り組む化学物質の一覧)に基づく「化学物質環境安全性総点検調査」の枠組みが確立され、調査内容が拡充されてきたところである。

その後、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)の施行、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(以下「POPs条約」という。)の発効等を踏まえ、今日的な政策課題により迅速かつ適切に対応するため、「プライオリティリスト」方式の調査について抜本的な見直しが行われ、平成14年度より調査結果を施策により有効に活用されるよう、各担当部署からの要望物質を中心に調査対象物質を選定する方式に変更し、現在は「初期環境調査」、「詳細環境調査」及び「モニタリング調査」の調査体系で実施している。

さらに、化学物質に係る各種施策において一層有効に活用するための見直しが行われ、平成22年度より、排出に関する情報を考慮した調査地点の選定やモニタリング調査における調査頻度等を見直した調査を実施している。

## 2. 調査の進め方

## (1) 調査対象物質の選定

調査対象物質については、各担当部署から調査要望があったものについて、平成22年12月27日に開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第16回)等における評価等を経て選定された。

## (2) 調査内容

## ア. 初期環境調査

環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、化管法の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的として調査を行い、「化学物質環境実態調査結果精査等検討会」(平成24年6月27日、8月3日及び8月21日に開催)及び「初期環境調査及び詳細環境調査の結果に関する解析検討会」(平成24年11月22日に開催)においてデータの精査、解析等が行われた。

平成23年度は、アクリルアミド等14物質を調査対象とした。なお、一部の物質にお

いて、排出に関する情報を考慮した地点による調査を実施した。

#### イ. 詳細環境調査

化審法の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的として調査を行い、初期環境調査と同様、「化学物質環境実態調査結果精査等検討会」及び「初期環境調査及び詳細環境調査の結果に関する解析検討会」においてデータの精査、解析等が行われた。

平成23年度は、クロロアニリン類等4物質(群)を調査対象とした。なお、一部の物質において、排出に関する情報を考慮した地点による調査を実施した。

#### ウ. モニタリング調査

化審法の特定化学物質等について一般環境中の残留状況を監視すること及びPOPs条約に対応するため条約対象物質等の一般環境中における残留状況の経年変化を把握することを目的として調査を行い、「化学物質環境実態調査結果精査等検討会」及び「モニタリング調査の結果に関する解析検討会」(平成24年10月29日及び11月27日に開催)並びに「POPsモニタリング検討会」(平成24年12月5日に開催)においてデータの精査、解析等が行われた。

平成23年度は、調査頻度等の見直しを行ったため、POPs条約対象物質のうちPCB類等14物質(群)に、3物質(群)を加えた17物質(群)を調査対象とした。

### 3. 調査結果

#### ア. 初期環境調査(調査結果は別表1のとおり)

水質については、7調査対象物質中4物質(イソブチルアルコール、コバルト及びその化合物(コバルトとして)、フルオランテン、メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名:カルベンダジム))が検出された。

大気については、8調査対象物質中4物質(アリルアルコール、1,3-ジクロロ-2-プロパノール、4,4'-(プロパン-2,2-ジイル)ジフェノール(別名:4,4'-イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA)、メタクリル酸n-ブチル)が検出された。

#### イ. 詳細環境調査(調査結果は別表2のとおり)

水質については、3調査対象物質(群)中2物質(群)(クロロアニリン類、o-ジクロロベンゼン)が検出された。

底質については、2調査対象物質(群)中1物質(群)(ペルフルオロアルキル酸類)が検出された。

生物については、1調査対象物質が不検出であった。

なお、ア. 及びイ. の調査結果には、過去の調査においては不検出で今回初めて検出された物質が含まれているが、これは検出下限値を下げたこと等によるものと考えられる。(別表1及び2参照)

#### ウ. モニタリング調査

平成23年度のモニタリング調査は、従前のPOPs条約対象物質のうち7物質(群)(アルドリン、DDT類及びトキサフェン類並びにポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く。)及び新規条約対象物質※7物質(群)に、ペルフルオロオクタノ酸(PFOA)、1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン類及びN,N'-ジメチルホルムアミドの3物質(群)を加えた計17物質(群)について調査を実施した。(調査結果は、別表3-1、3-2のとおり)

#### [1] 毎年継続的に調査を実施している物質(従前のPOPs条約対象物質7物質(群)及びHCH類)(統計学的手法による経年変化の解析結果は、別表3-3~3-5のとおり)

水質及び底質について平成14~22年度のデータの推移をみると、水質及び底質中のPOPs濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向にあると考えられる。水質及び底質中の濃度の地域分布を見ると、例年どおり、港湾、大都市圏沿岸の準閉鎖系海域等、人間活動の影響を受けやすい地域で相対的に高い傾向を示すものが比較的多く見られた。

生物について平成14~23年度のデータの推移をみると、生物中のPOPs濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向にあると考えられる。昨年度に引き続き、PCB類等が人口密集地帯近傍の沿岸域の魚で高めの傾向を示した。

大気について従前のPOPs条約対象物質7物質(群)にかかる平成14~23年度のデータの推移をみると、大気中のPOPs濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向にあると考えられる。大気中のPOPs濃度については、前年度と同様に温暖期及び寒冷期

の2回測定が行われ、いずれの物質(群)についても、例年どおり、温暖期の方が寒冷期よりも全国的に濃度が高くなる傾向が認められた。

## [2] その他の物質(HCH類を除く新規のPOPs条約対象物質6物質(群)及びその他3物質(群))

平成23年度の調査をみると、水質については、9調査対象物質(群)中8物質(群)が検出された。底質については、9調査対象物質(群)全てが検出された。生物については、8調査対象物質(群)中7物質(群)が検出された。大気については8調査対象物質(群)中6物質(群)が検出された。

※平成23年度調査では、同時分析の可能性等を考慮して、以下の7物質(群)について調査を実施した。その際、条約対象でない一部の異性体又は同族体を加えて調査を実施している。

- ペンタクロロベンゼン
- HCH類:  $\alpha$ -HCH、 $\beta$ -HCH、 $\gamma$ -HCH(別名:リンデン)、 $\delta$ -HCH
- クロルデコン
- ヘキサブロモビフェニル類
- ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)
- ポリブロモジフェニルエーテル類: テトラブロモジフェニルエーテル類、ペンタブロモジフェニルエーテル類、ヘキサブロモジフェニルエーテル類、ヘプタブロモジフェニルエーテル類、オクタブロモジフェニルエーテル類、ノナブロモジフェニルエーテル類、デカブロモジフェニルエーテル類
- エンドスルファン類:  $\alpha$ -エンドスルファン、 $\beta$ -エンドスルファン

(下線はPOPs条約対象物質外)

## 添付資料

- 別表1、2 初期・詳細環境調査における検出状況[PDF 230KB]
- 別表3-1、3-2 モニタリング調査における検出状況[PDF 513KB]
- 別表3-3～3-5 平成14年度から平成23年度における経年分析結果[PDF 246KB]

## 連絡先

環境省総合環境政策局環境保健部  
環境安全課  
直通 : 03-5521-8261  
代表 : 03-3581-3351  
課長 : 上田 康治(内線 6350)  
保健専門官: 田畑 康幸(内線 6361)  
担当 : 森永 茂樹(内線 6355)

# 各種モニタリングの実施状況

## 1. 法律に基づき実施されるモニタリング

規制等の対象となっている物質について、法律に基づき、都道府県知事が常時監視を行っている。

- ・大気汚染防止法（第 22 条）、水質汚濁防止法（第 15 条）、ダイオキシン類対策特別措置法（第 26 条）

規制等の対象となっている物質について、法律に基づき、事業者に対し所有する施設等において測定を義務づけている。

- ・大気汚染防止法（第 16 条、第 17 条の 12、第 18 条の 12）、水質汚濁防止法（第 14 条）、ダイオキシン類対策特別措置法（第 28 条）

## 2. 上記以外のモニタリング

化学物質環境実態調査（黒本調査）

- ・各種法律の対象物質とすべきか否かの判断に必要なリスク評価に係るばく露データの収集のため、各種媒体（大気・水質・底質・生物）を対象に、法律の規制等の対象となっていない化学物質の調査を実施

地方自治体による独自の環境調査

- ・地方自治体が、それぞれの地域において黒本調査の結果を踏まえ、より詳細な調査が必要と判断した場合等に、黒本調査で開発した分析法を活用して独自に調査を実施

例：兵庫県の「排出基準未設定化学物質実態調査」、川崎市の「化学物質環境実態調査」など

## 論点について

事業名：化学物質環境実態調査費

○いつまでに何を行うべきか具体的なビジョンはあるか  
(予算の規模とも関連)

○サンプル調査の地点数が少数であり、その結果をもって  
残留実態を把握したことになるのか

○要望部署へフィードバックした調査結果が、要望部署で  
有効に活用されているのか

○予算の都合により、調査対象物質の選定にあたっては、  
かなりの物質数を絞らざるを得ない状況であるが、ニーズ  
に応えるためにはどのようにすべきか